

(介護予防)

認知症対応型共同生活介護利用契約

有限会社 グッドウィル

(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約書

(利用者) _____ (以下「甲」という。)と、(事業者)有限会社グッドウィル(以下「乙」という。)とはグループホームはるとり・武佐の杜(以下「(介護予防)認知症対応型共同生活住居」という。)におけるサービスの利用に関して次のとおり(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約を締結します。

(目的)

第1条

- 1 乙は介護保険法関係法令及びこの契約に従い、甲に対し共同生活住居において家庭的な環境のもとで、甲がその役割をもって日常生活を営むことができるよう(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 2 乙は甲の要介護状態区分、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従ってサービスを提供します。
- 3 甲は乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し別紙サービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担金を支払います。

(契約期間と更新)

第2条

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の20日前までに甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

(当共同生活住居の概要)

第3条

当共同生活住居は、介護保険法令に基づき認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所指定を受けています。

当共同生活住居の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。

(介護計画の作成)

第4条

- 1 乙は甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護従事者と協議の上、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防

認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)をすみやかに作成します。乙はその作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めます。

2 乙は介護計画作成後においても、その実施状況を把握し必要に応じて介護計画を変更します。

3 甲は乙に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。

この申し出があった場合、乙は明らかに変更の必要がない時、または甲の不利益となることを除き甲の希望に沿うように介護計画を変更します。

4 乙は介護計画を作成し、または変更した場合は甲と甲の家族に対しその計画の内容を説明します。

(介護サービスの内容)

第5条

乙は前条の介護計画に基づき、事項以下のサービス(その内容は「重要事項説明書」のとおり)を懇切丁寧に提供します。乙は甲及びその家族に対し、本条のサービスの提供方法等について説明をします。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条

乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は甲、甲の代理人等に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明し、甲に同意能力がある場合はその同意を得ることとします。また、この場合乙は事前又は事後速やかに甲、甲の代理人等に説明し同意を得ると共に、介護サービス記録にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

(金銭等の管理)

第7条

乙は甲の日常生活に必要な金銭の保管管理について、甲と別途契約を締結した場合を除き甲の現金、預貯金、その他財産の管理を行いません。

(利用料の支払い)

第8条

1 甲は乙に対し、介護計画に基づき乙が提供する介護保険給付対象サービスについて別紙『重要事項説明書』の通り利用料等を支払います。

2 乙は、甲が乙に支払うべき介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村より支払いを受けます。(法定代理受領サービス)

3 乙は、甲に対し毎月翌月10日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、甲が利用したサービスごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を記載します。

4 甲は乙に対し、当月の利用料等を、乙の指定する方法により支払います。

乙は甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、ただちに領収証を発行します。領収証には乙が提

供したサービスごとに介護保険給付対象と対象外の区別、領収金額の内訳を記載します。

(介護サービスの記録)

第9条

乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し作成した記録書面を提供完了日から2年間保管します。

2 甲または甲の家族は、乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。

乙は、謄写に要する実費を請求することができます。

(契約の終了)

第10条

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 甲の要介護状態区分が変更され、自立または要支援1または2と認定されたとき
- 2 甲が死亡したとき
- 3 甲が、第11条により解除したとき
- 4 乙が、第12条により解除したとき
- 5 甲が、共同生活住居を離れて3ヶ月を経過したとき、または3ヶ月離れることを予定して他所へ移転したとき
- 6 甲が、他の介護保険施設へ入所することとなったとき

(甲の契約解除)

第11条

甲は乙に対し、1週間前に予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

甲は、次の事由に該当した場合には、ただちにこの契約を解除できます。

- 1 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- 2 乙が、守秘義務に違反した場合。
- 3 その他、介護保険法関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合。

(乙の契約解除)

第12条

甲が、次の各号の一に該当する場合は、乙は甲に対し、3週間前に予告することにより、この契約を解除することができます。

- 1 利用料その他乙に支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき
- 2 甲の心身の状態等が著しく変わる又は入院治療が必要となる等、乙自ら介護サービスを提供することが困難となったとき
- 3 甲の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 4 甲及び甲の代理人又は家族が、乙の従業員又は他の利用者の生活や健康に重大な危険を及ぼす等、利用継続が困難になる程度の背信・反社会的行為又は言動を行った場合
- 5 天災、災害等で事業所の設備が故障し、やむを得ない理由により事業所を利用する事ができない場合

(甲及び甲の代理人の権利)

第13条

甲及び甲の代理人は、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、甲はいかなる不利益を受けることはありません。

- 1 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち尊厳を維持すること
生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
安心感と自身をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
必要に応じて適切な医療を受けることについて、援助を受けられること
家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
生活や介護サービスにおいて、いかなる差別も受けないこと

(甲及び甲の代理人の義務)

第14条

甲及び甲の代理人は、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護サービスに関して以下の義務を負います。

- 1 甲の能力や健康状態についての情報を正しく乙に提供すること
- 2 他の利用者やその訪問者及び乙の職員の権利を不当に侵害しないこと
- 3 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。ただし甲又は甲の代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を乙に提示し、それによって起こるすべてについて甲及び甲の代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- 4 乙が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに乙に知らせること
- 5 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく乙への立ち入り調査について甲及び甲の代理人は協力すること

(造作・模様替え等の制限)

第15条

甲及び甲の代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、甲又は甲の代理人は乙に対して予め書面によりその内容を届け出て、乙の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は甲及び甲の代理人の負担とします。

- 1 甲及び甲の代理人は、乙の承諾なく居室の錠を取替えたり、付け替えたりすることはできません。
- 2 甲及び甲の代理人は、居室以外の認知症対応型共同生活住居内の造作・模様替えなどをしてはなりません。

(退去時の援助及び費用負担)

第 16 条

- 1 甲が共同生活住居を退去する時は、乙は退去後の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲及び甲の代理人に対し必要な援助を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービス又は福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。
- 2 甲の退去までに甲の生活に要した費用等の実費は、甲の負担とします。

(精算)

第 17 条

この契約が終了した場合に、甲が乙から既に受領している利用料等に係る介護サービスのうち、未給付の部分がある時は、乙は甲に対し未給付部分に相当する利用料等をすみやかに返還します。

(損害賠償)

第 18 条

- 1 乙は介護サービスの提供にあたり甲の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、甲に対し速やかにその損害を賠償します。但し損害の発生が不可抗力によるときは乙は賠償の責めを負わないものとし、甲の重過失による場合は、損害額を減ずることができるものとします。
- 2 乙は東京海上火災(株)の損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 甲の故意又は重過失により居室又は備品に通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要になった場合は、甲がその費用を負担します。

(医療機関との連携)

第 19 条

- 1 乙は保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、甲による利用状況を把握するよう努めます。
- 2 乙は甲の疾病、負傷等に備え、適時に診断、治療その他必要な措置が受けられるよう協力医療機関を定めておきます。
- 3 乙はサービス提供体制の確保及び夜間における救急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の施設と連携・支援体制をとっています。

(身元引受人)

第 20 条

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることを困難とする相当の理由がある場合にはこの限りではありません。
- 2 乙は、甲の心身の状況及び言動等に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。
- 3 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
一・甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう乙に協力すること

- 二・この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について乙に協力すること
- 三・甲が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受けその他の必要な措置をなすこと

(秘密保持)

第 21 条

- 1 乙及び乙の従業員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た甲及び甲の代理人等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様とします。
- 2 乙及び乙の従業員が業務上知り得た甲、甲の代理人等の秘密を退職後漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲又は甲の家族の情報を第三者に提供する場合は、事前に文書で同意を得ることとします。

(苦情処理)

第 22 条

- 1 甲、甲の家族又は身元引受人は、提供された介護サービスに疑問や苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口にお問い合わせや苦情申し立てをすることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。
- 2 甲は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は甲、甲の家族、又は身元引受人が苦情申し立てを行った場合、これを理由として甲に対していかなる不利益待遇、差別待遇もいたしません。

(合意管轄)

第 23 条

本契約に起因する紛争に関して訴訟を提訴するときには、釧路地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(契約に定めのない事項)

第 24 条

この契約に定めのない事項について疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めを尊重し、乙と甲、甲の家族及び身元引受人が協議して解決するものとします。

以上この契約の証として本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

〔利用者(甲)〕

私は、この契約の定めるところに従い、貴事業所においてサービスを利用することを申し込みます。

住所

氏名

印

〔署名代行者〕

私は、下記の理由のより、上記署名を甲に代わって行いました。

理由

氏名

印

〔利用者代理人〕

私は、甲の意志を確認しました。

住所

氏名

印

電話

〔事業者(乙)〕

住所 釧路市昭和南5丁目5番8号

氏名 有限会社 グッドウィル

代表取締役 石井 善樹

印

電話 0154-55-2211